

標 題：

鋼船規則等の一部改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 243

Date : 平成9年12月26日

各位

1997年12月26日付けで日本籍船用の下記規則及び検査要領が改正され、1998年1月1日(貨物油ポンプ室の火災安全対策関連のみ1998年4月1日)より施行されることとなりましたのでお知らせ致します。(外国籍船用規則の改正については、Technical Information No.233 参照)

詳細は、近々発行される「鋼船規則等の一部改正」をご参照ください。

登録規則、国際条約による証書に関する規則、鋼船規則 A 編及び高速船規則一部改正及び船舶安全管理システム規則制定 (ISM コード関連)

SOLAS 条約において国際安全管理コード (ISM コード) への適合が義務づけられることに伴い、運輸省は同コードを導入するため船舶安全法施行規則を一部改正する省令を公布した (平成 10 年 1 月 1 日から施行)。これに伴い、本会も船舶安全管理システム規則を国内法の改訂方針に倣って制定すると共に登録規則、鋼船規則、高速船規則及び国際条約による証書に関する規則の関連規定の一部改正を行なった。

鋼船規則 B 編及び同検査要領一部改正 (貨物固縛マニュアル関連)

日本籍船舶の貨物固縛マニュアルの承認及び検査に関し、船体付き貨物固定設備に関わる材料試験及び定期的検査の要件を削除し、貨物固縛マニュアルの承認及び同マニュアルが本船上に保管されていることの確認に関わる要件のみを規定した。

鋼船規則検査要領 C 編一部改正 (倉口蓋関連)

倉口蓋において防撓材により支持された防撓材の寸法を計算する際、倉口蓋の設けられる場所に応じた算式が定められているが、倉口蓋に加わる荷重の種類との対応が不明確であるため、この対応を明確にするよう改正した。

鋼船規則 D 編一部改正 (小径キーレスプロペラの押込み量関連)

小径キーレスプロペラについて crash astern 時におけるプロペラ軸トルクの増加率を推定理論と実船計測データを用いて評価し、プロペラ押し込み量の下限値の算定式にプロペラの径を変数として取り入れた。これによりプロペラの径が小さくなるにつれて押し込み量の下限値が緩和される。

鋼船規則検査要領 D 編一部改正 (貨物油タンクの通気装置関連)

タンカーの貨物油タンクへの火災の侵入を防ぐ装置の設計、試験及び設置基準に関する改正 (IMO MSC/Circ.677) に基づき、フレームアレスタの試験規定等について鋼船規則検査要領 D 編を改正した。

鋼船規則検査要領 D 編一部改正 (機関室の火災安全対策関連)

IMO MSC/Circ.647 の内容を鋼船規則検査要領に取り込み、具体的な油飛散防止措置として飛散防止テープ、金属製カバー等を規定した。また、「危険性が十分低い場合」の解釈として、「可燃性油管等と機関の高温部が十分分離している場合」であることを明記した。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

鋼船規則 D 編一部改正(貨物油ポンプ室の火災安全対策関連)

貨物油ポンプ室の火災安全対策に関して IACS 及び IMO で検討され、その対策が IACS UR F39 として取り入れられるとともに、IMO MSC/Circ.774 として採択されている。この火災安全対策の具体的な要件等を規則に取り入れ、貨物油ポンプ等の本体及び軸受並びに軸貫通部に高温警報、ビルジ液位モニタリング及び可燃性ガスの濃度が空気中における燃焼限界の下限(LFL) の 10%にて警報を発するガス検知装置の設置を規定した。

鋼船規則 D 編、N 編及び M 編並びに同検査要領一部改正

(試験片、溶接材料及び溶接法承認試験関連)

溶接継手部の試験方法及び同試験片の形状並びに高強度焼入れ焼戻し鋼用溶接材料に関する IACS UR W2, W23 が改正及び制定された。さらに溶接施工方法承認試験に関する IACS Recommendation No.32 も制定されている。これら規定の取入れ、また JIS との整合を考慮して、関連規定の整備及び見直しの改正を行った。

鋼船規則 H 編一部改正(遮断器及び電磁接触器の引用規格の改正等関連)

遮断器及び電磁接触器の引用規格、高圧電気設備の耐電圧試験値、油タンカーの一部の危険場所の定義を IEC 規格と整合させ、また、石炭運搬船における貨物倉の「通風開口」の定義を IACS Recommendation No.22 と整合させた。

鋼船規則 P 編及び同検査要領一部改正(海洋構造物の検査に関連する定義関連他)

半永久的に着底又は位置保持される船舶等の入渠して検査を実施することが困難な船舶に対する定期的検査の規定を鋼船規則 B 編に新設した。これに伴い、これらの船舶の取り扱いを明確にするために、「半永久的」という用語を「船底検査の検査間隔の最大期間」とする旨等の定義に関する事項を追加した。

鋼船規則 P 編、R 編及び同検査要領 B 編、D 編、N 編及び R 編一部改正

(ハロン消火装置の規定関連)

SOLAS 条約改正に基づき、固定式ハロゲン化炭化水素消火装置の新規設置に関する規定を鋼船規則及び同検査要領から削除した。

以上

お問い合わせ：(財)日本海事協会 開発部

Tel : 03-5226-2025 Fax : 03-5226-2024